

八代市立麦島小学校

「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月

【 目 次 】

1 本校のいじめ防止基本方針について

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめのとらえかた
- (2) いじめの未然防止について
- (3) いじめの早期発見について
- (4) いじめへの対処について
- (5) 家庭や地域住民との連携について
- (6) 児童会との連携について
- (7) 関係機関との連携について

3 本校におけるいじめ等の実態

- (1) いじめの認知件数
- (2) 不登校生徒の推移
- (3) いじめ問題等の実態
- (4) 学校評価より

4 本校におけるいじめ防止等のための取組

- (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (2) いじめの未然防止のための取組
- (3) いじめの早期発見のための取組
- (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
- (5) 学校におけるいじめへの対処
- (6) いじめへの対処の流れ
- (7) いじめへの防止等への取組の評価

5 重大事態への対処

6 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立麦島小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめ防止等の対策に積極的に取り組みます。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としています。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施します。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

ア いじめの定義（法第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*留意点

- ・ いじめられた児童の立場に立って考えること。
- ・ 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・ いじめの認知や対応は、複数で行うこと。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- ・ いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童には適切な対応が必要であること。
- ・ 好意から行った行為によって相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしま

ったような場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。

イ いじめの理解

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子にでも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることも重要と考え取り組みます。

(2) いじめの未然防止について

いじめを生まない土壤をつくるために、いじめの未然防止という観点はより重要です。学校や社会の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことでいじめそのものが無くなり未然防止につながると考え取り組みます。

そのためにも、学校だけでなく家庭や社会全体で、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる場をつくったり、自己有用感や充実感を感じられる体験活動の場をつくったりします。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、学校内外ですべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くような体制づくりに努めます。

また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知します。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行います。

(4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合には、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、組織的な対応を行います。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処方法について研修を通して理解を深めておくとともに、学校における組織的対応のできる体制づくりを協力して行います。

いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復が行われ、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻した時に、いじめは解決したとします。

(5) 家庭や地域住民との連携について

児童の健やかな成長を促すためには、学校だけでなく家庭や地域といった社会全体で児童を見守ることが大切です。学校は、家庭や地域のより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、家庭や地域と協力して連携・協働する体制を構築し、その場において、解決に向けての意見交換等の取組を行います。

(6) 児童会との連携について

すべての児童が「いじめは決して許されない」ことを理解し、心の通う人間関係を構築する能力を養うためには、児童会活動、代表委員会等の活動や学校行事における児童の主体的な活動を学校が支援する必要があります。

このことは、児童自らが活動を通して他者とコミュニケーションを図る能力を育て、自己有用感や充実感を感じることにつながり、未然防止にもなることから学校としても積極的に支援します。

(7) 関係機関との連携について

八代警察署や八代児童相談所等との適切な連携を図るため、学校は、八代市教育委員会や八代教育事務所主催の会議・研修等に積極的に出席したり、八代署管内学校等警察連絡協議会、八代生徒指導連絡協議会等にも出席したりして、情報の共有化に取り組みます。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、八代市教育委員会の指示を仰ぎ、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に八代警察署に相談・通報し、連携した対応をとります。

3 本校におけるいじめ等の実態

(1) いじめの認知件数

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合 計
	男子	女子											
24年度	13	13	17	21	10	20	6	10	12	11	6	7	146
25年度	9	7	13	9	6	13	4	10	3	8	6	3	91

*データは、熊本県公立小中学校「心のアンケート」より

*数値は、問2「今の学年でいじめられたことがある」という人数

*認知したものについては、年度末までにすべて解決済み

(2) 不登校児童数の推移

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		発生率
	男子	女子											
24年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) いじめ問題等の実態（「心のアンケート」結果より）

- ・ 「誰からいじめられましたか」では、男女とも圧倒的に同級生が多く、次に、上級生、部活動生の順となっている。
- ・ 「どんないじめを受けましたか」では、男子が「なぐられた、けられた」ついで、「冷やかし、からかい」「言いがかり」となっているが、女子では「仲間はずれにされた」が多く、次に、「言いがかり」「冷やかし、からかい」となっている。
- ・ 「誰に話をしましたか」では、男子が「家族」次に「担任」「友だちや先輩」となっている。女子では、「友だちや先輩」が多く、次に「家族」「担任」となっている。
- ・ 「いじめを見たり聞いたりしたとき、どうしましたか」では、男女ともに「注意したりやめさせたりした」が多く、次に「話を聞いたり、声をかけ励ました」も多かった。
しかし、「だまってみていた」「その場を通り過ぎた」という児童もいた。
- ・ 「掲示板等に書き込みをしたことがありますか」では、男子が2人だったのでに対して、女子は44人であった。今後の指導が必要である。

(4) 学校評価より

- ア 保護者アンケート16項目の中に「友だちと仲良くする」という項目があり、4点満点で3.4点（1学期と2学期の平均）であった。
- イ 内部評価では、いじめ不登校の未然防止という重点目標があり「いじめはいつでもどこでも起こりうると考えて対応できているか」という項目があり、4点満点の3.1点（1～3学期の平均）であった。
- ウ 評価委員と学校評議員による外部評価では、「他を思いやり学級の一員としての言動ができている」という項目では、4点満点の3.1点（1～3学期の平均）であった。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめ防止等対策のための組織

<麦島小学校いじめ問題対策委員会>

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、組織として次の事柄に対応する。
 - ア いじめの情報の迅速な共有
 - イ 関係のある児童への事実関係の聴取
 - ウ 指導や支援の体制・対応方針の決定
 - エ 保護者との連携

*いじめ問題対策委員会の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導部（生徒指導担当、いじめ・不登校担当）
養護教諭 外部の専門家（必要に応じて）

*いじめが起きた場合の対応チーム

○校内対応チーム 上記の構成員に当該学年主任及び当該学級担任
○拡大対応チーム 校内対応チームに外部の専門家を加えたチーム

*この委員会は、必要に応じて、学校教職員や児童及び保護者（PTA）や地域（麦島校区住民自治協議会・麦島校区青少年育成連絡協議会等）と連携して活動します。

*この委員会は、常に八代市教育委員会に報告・相談を行い、支援を受けます。必要に応じて、学校支援委員会や警察等の関係機関とも連携を図ります。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- ・ 児童にとって、授業がわかるということは、学校に居場所があるということです。落ち着いた生活ができるよう学力の向上に努めます。
- ・ 集団生活の基盤となる規範意識を育てることで、社会生活を営むうえでのルールやマナーを身に付けさせます。
- ・ 学習や生活の基盤となる学級において、支持的風土を醸成することによって、人間関係や学校生活を向上させます。

- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたりいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育を通して、人間としてよりよく生きることを学び、人格の完成を目指します。
- ・ 道徳教育を通して、豊かななかかわりと人間としての在り方や生き方の自覚について考えさせます。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うようにします。
- ・ 道徳教育の要である「道徳の時間」の授業展開について創意工夫を行い、各教科や特別活動等との関連を図りながら、道徳的実践力を育成します。

ウ 児童会活動の充実

- ・ 「いじめ防止」等について学級の考えをまとめたり、代表委員会で話し合ったりすることで、児童自ら考え、判断し、行動する場を設定します。
- ・ 月1回の児童集会を児童会の車体的な運営に任せ、児童が充実感を感じることができるように教職員が支援します。
- ・ 委員会活動やクラブ活動等の活動を通して、他者（異年齢）とのコミュニケーション能力が育つような場を設定します。
- ・ 学校行事等において、上級生が下級生を思いやる場面を設定することで、自己有用感や充実感を感じることができるように支援します。

エ 小中一貫・連携教育の取組

- ・ 三中校区（三中・植柳小・麦島小）における9カ年の「育ちの連續性」を3本の柱（知・徳・体）で取り組み、児童・生徒の不安感を軽減します。
- ・ 三中校区内での連携を図り、同年齢（小小連携）・異年齢交流（小中連携）等により自己有用感を育てます。
- ・ 教職員間の交流を促進し、児童・生徒に関する情報の共有化を図ることで、いじめ・不登校の未然防止に取り組みます。
- ・ 小中一貫・連携教育の取組を保護者や地域にも広く伝えることで、未然防止への協力要請を行い、中学校区一体となった取組を推進します。

オ 体験活動の充実

- ・ 体験活動を意図的計画的に教育課程の中に位置づけることで、教科・領域等の授業を充実させます。
- ・ 「道徳の時間」の授業では、体験活動を踏まえた授業展開の工夫を行い、道徳的実践力の充実を図ります。
- ・ 様々な人たちとの出会いの中で、コミュニケーション能力を育むと同時に

に、キャリア教育の一環として望ましい勤労観・職業観を育てます。

カ 校内研修の取組

校内研修テーマ 「どの子にも確かな言語力を育てる指導法の工夫」
～「つなぐ」指導を通して～

- ・ 「つなぐ」指導を通して、児童がよりよい考えに気付いたり、考えを深めたり広めたりすることができるようになります。
- ・ 児童が表現したり交流したりする場を設定したり工夫したりすることで、児童のコミュニケーション力を育みます。
- ・ 各学年に応じた学びの基礎・基本や約束事を確かめ、学習の基盤づくりを行うことで、落ち着いた学習態度で学ぶ姿を身に付けさせます。

キ 生徒指導充実月間の取組

- ・ 年3回（各学期の始業前1週間から始業後3週間の期間）、入学や進級といった年度・学期の始まりの心が不安定な時期に行います。
- ・ 不安を持つ児童が喜びをもって新しい学年・学期が迎えられるように、担任が事前に家庭訪問等を行い、信頼関係を築きます。
- ・ 学校全体でアンケートをとったり、教育相談を行ったりする中で、担任を中心にいじめなど児童の持つ悩みを把握し、解決に向けて取り組みます。
- ・ 担任や担当は、それぞれの持ち場で学級づくりや仲間づくりを行い、児童が楽しく登校できるいじめのない学校づくりを行います。

ク 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

- ・ 各学年の道徳や特別活動等の内容を考慮して平成25年度に作成した「命を大切にする心」を育む指導プログラム（ユニット）を確実に実践します。
- ・ ステージ1（自分の命を感じる）、ステージ2（共に生きる）、ステージ3（命を輝かせる）の段階を追って適切に指導を行います
- ・ 担任は、実践後に反省を行い、より良い指導プログラムとするために、気づきを朱書きしておきます。
- ・ 担任や担当は各学年のテーマをもとに、「命を大切にする心」を全ての教育活動の中で意識化させ、実践につなぎます。

（3）いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

- ・ 毎月1回、人権を確かめ合う日の11日に学校生活についての麦島アンケートを実施します。（11月には、県の「心のアンケート」を実施）
- ・ アンケート用紙は、事後指導で活用した後、回収し、校長室に1年間保管します。

- ・ 気になる項目があれば、担任がその日のうちに相談場所を確保し、教育相談を行い、事実確認に努めます。保護者への連絡も行います。
- ・ いじめと認知した場合には、生徒指導（いじめ・不登校担当）または、教頭へ報告を行い、いじめ問題対策委員会を招集し解決にあたります。
- ・ 児童や保護者から直接訴えがあった場合には、担任が事実関係を把握したのち、窓口に報告し、いじめ問題対策委員会を招集します。

イ 校内相談窓口の設定と周知

- ・ 校内の相談窓口は、生徒指導（いじめ・不登校担当）または、教頭とし隨時受け付けます。職員会議等で周知します。
- ・ 児童が相談する相手は担任が望ましいが、相談しやすい教職員が別にいればその教職員に相談しても良いことを全校集会等で周知します。

ウ 電話相談窓口等の周知

- ・ 電話相談窓口は、教頭とし隨時受け付けます。教頭不在の場合は、校長とします。学校通信やP T A総会等で周知します。
- ・ 学校だけでなく、教育行政や福祉行政等の電話相談窓口も文書等で保護者に周知します。

エ 特別支援教育の視点から

- ・ 特別な支援を必要とする児童への手立ては、学級の誰にでも必要とされることから、特別支援教育の手法を生かして落ち着いた学級をつくります。
- ・ 児童の実態把握にあたっては、特別支援教育での手法（観察、多角的・客観的な情報収集等）を生かし、児童のつまづきを早期に発見します。
- ・ 特別支援教育において発達上のつまづきだけではなく、心理的・環境的な問題を含めて支援課題をとらえる手法を、いじめ問題にも生かします。

オ 日々の観察

- ・ 視点を決めて観察します。（10項目）

（特定の児童との机の間を離す。給食準備中、特定の児童から配られたものを受け取ろうとしない。特定の児童に対しペアになったとき嫌な表情をする。特定の児童を仲間外しにする。等）
- ・ 一人ぼっちになりやすい児童やみんなで遊んでいる最中に抜けていく児童がいないか、気を付けて見ます。
- ・ 日記や日常の会話等を通して、児童の人間関係を把握すると同時に、児童が示す変化や信号を見逃さないようにします。

（4）いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	学校行事	道徳	学活	児童会活動
4月	○始業式 ○入学式	○「命を大切にする心」を育む指導プログラムに準じて実施	○生徒指導充実月間 ○学級開き ○アンケート実施 （月1回） *隨時、学級の課題を話し合う	○児童集会 （第4火曜日） ○代表委員会（隨時） ○委員会活動（日常・第1月曜日） ○クラブ活動（年9回）
5月	○お見知り遠足			
6月	○運動会 ○集団宿泊教室	○「道徳の時間」の授業計画に準じて実施		*お見知り遠足 *運動会
7月	○終業式		○夏休みのくらし方	
8月				
9月	○始業式	○「命を大切にする心」を育む指導プログラムに準じて実施	○生徒指導充実月間 ○アンケート実施 （月1回） *隨時、学級の課題を話し合う	○児童集会 （第4火曜日） ○代表委員会（隨時） ○委員会活動（日常・第1月曜日） ○クラブ活動（年9回）
10月	○修学旅行 ○見学旅行			
11月	○ふれあい祭り	○「道徳の時間」の授業計画に準じて実施		*ふれあい祭り
12月	○終業式		○冬休みのくらし方	
1月	○始業式	○「命を大切にする心」を育む指導プログラムに準じて実施	○生徒指導充実月間 ○アンケート実施 （月1回） *隨時、学級の課題を話し合う	○児童集会 （第4火曜日） ○代表委員会（隨時） ○委員会活動（日常・第1月曜日） ○クラブ活動（年9回）
2月				
3月	○お別れ遠足 ○修了式 ○卒業式	○「道徳の時間」の授業計画に準じて実施	○もうすぐ○年生 ○春休みのくらし方	*お別れ遠足

	総合的な学習の時間	人権同和教育	校内研修・評価	保護者や地域との連携
4月	○麦島城探検① (3年) ○バリヤフリー① (4年) ○球磨川調べ (5年)	○課題を負わされた 子ども (月1回) ○特別支援教育の視 点について	○テーマについて ○授業実践 *大研・中研等の 実施計画に基づ いて実践	○授業参観・学級懇談 (4月と7月) ○教育相談 (随時) ○PTA運営委員会 (随時) ○学校評議員会 (学期2回) ○外部評価 (学期末)
5月	○防災 (6年)	○三中校区レポート 研究会		
6月				
7月			○内部評価 (学期末)	
8月		○各種研修会参加 ○各種研修会復講		○麦島校区青少年育成 協議会関連行事
9月	○麦島城探検② (3年) ○バリアフリー② (4年)	*人権同和教育の実 践については、年 間計画に基づいて 年間を通して実施	○授業実践 *大研・中研等の 実施計画に基づ いて実践	○教育相談 (随時) ○ふれあい祭り (11月) ○PTA運営委員会 (随時) ○授業参観・学級懇談 (12月)
10月	○水俣病学習 (5年)			○学校評議員会 (学期2回) ○外部評価 (学期末)
11月	○戦争と平和 (6年)	○Cブロック授業研		
12月		○人権月間の実践	○内部評価 (学期末)	
1月	○八代の宝 (3年) ○熊本の宝 (4年)	○人権文集「みつめ る」作成 ○実践レポート発表	○授業実践 *大研・中研等の 実施計画に基づ いて実践	○教育相談 (随時) ○授業参観・学級懇談 (2月) ○PTA運営委員会 (随時) ○学校評議員会 (学期2回)
2月	○環境問題 (5年)			
3月	○世界で活躍する 人に学ぶ(6年)	○年間総括	○研修の年間総括 ○内部評価 (学期末)	○外部評価 (学期末)

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実認識

- ・ 当事者双方、周りの児童から聴き取りをし、記録をとります。なお、聴き取りは個々に行います。
- ・ 複数の教職員で対応することを原則とし、対応する教職員の役割分担を行いながら丁寧に行います。
- ・ 関係教職員と集めた情報を共有し、正確に把握します。ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するように努めます。

イ いじめられている児童への対応

- ・ 事実を確認したら、今の辛い気持ちを共感的に受け入れ、いじめられている子の心の安定を図ります。
- ・ 担任は、このことに関わる関係者は、該当者を最後まで守り抜くことや秘密を守ることなどを伝えます。
- ・ いじめ問題を必ず解決し、楽しい希望がもてる学校・学級にすることを伝えます。
- ・ 該当児童の良さを見つけ、認め、ほめ、励ましながら肯定的に関わり、自信を取り戻させます。

ウ いじめている児童への対応

- ・ いじめたときの状況や気持ちをしっかりと聞き、その子が何故そんなことをしたのかという状況にも目を向け指導します。
- ・ 教育的配慮のもと、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させます。
- ・ 当事者双方にとってより良い解決を図ることが大切なことであることをふまえ、今後どのような対応をすれば良いかを考えさせます。
- ・ 該当児童の良さを見つけ、肯定的に関わる中で心のケアにあたります。

エ 周囲の児童への対応

- ・ 機会を捉えて、担任や担当者は、いじめは決して見逃さない・許さないという毅然とした態度を、学級・学校全体に示します。
- ・ 見て見ぬふりをすることや何もしないことは、いじめを肯定していることになることを理解させます。
- ・ 問題を、学級や学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者ではなくいじめをなくす立場に立つことが重要であることを理解させます。

オ いじめを受けた児童の保護者への対応

- ・ その日のうちに家庭訪問等を行い、保護者に事実関係を伝え、学校の方

針や今後の対応について話し合います。

- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めると同時に、保護者と一緒に解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・ 保護者には、家庭での様子を把握し、些細なことでも担任と連絡を取り合い、その後の経過を見守るよう依頼します。

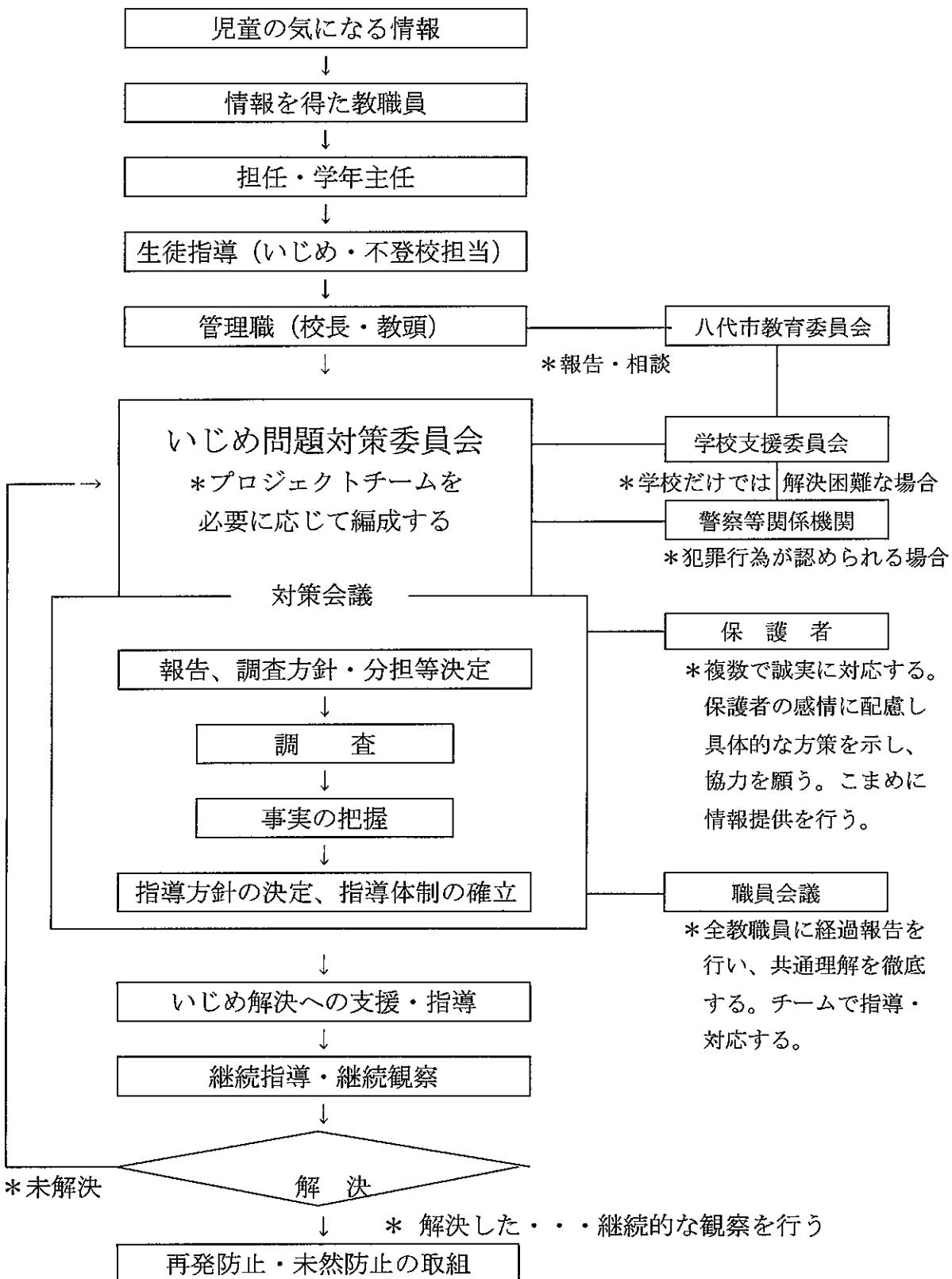
カ いじめた児童の保護者への対応

- ・ 正確な事実関係を説明し、相手方の気持ちを伝えると同時に、より良い解決に向けての思いを伝えます。
- ・ 児童が大きく成長するために、今後の取組と一緒に考え、具体的な助言を行います。
- ・ いじめ問題の重大さを親子で認識してもらい、家庭での指導とその後の経過を見守るよう依頼します。

キ 保護者全体への対応

- ・ いじめは決して許されない行為である、という毅然とした姿勢を示し、学校全体でより良い解決を図ることを示します。
- ・ 自分の子どものことと重ね会わせ、解決にあたっては、家庭での対応も重要な意味を持つこと、学校との連携も重要であることを伝えます。
- ・ いじめの未然防止、再発防止に重点をおくことの重要性を伝え、自尊感情を高めるような配慮を家庭でも工夫するように依頼します。

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめ防止等への取組の評価について

ア 保護者の評価

- ・ 学期毎に実施する保護者アンケートの中に具体的な項目を設定し、評価を行います。結果は、学校通信等で公表します。

イ 内部評価

- ・ 每学期毎に実施する内部評価（教職員評価）の中に具体的な項目を設定し、評価を行います。結果は、学校通信等で公表します。

ウ 外部評価

- ・ 每学期毎に実施する外部評価（学校評議員＋評価委員）の中に具体的な項目を設定し、評価を行います。結果は、学校通信等で公表します。

エ 個別の評価

- ・ 個々の事案に対しては、月例報告で市教委に報告すると同時に、その対応についての振り返りを行いながら市教委に報告し、改善を図ります。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態

ア 重大事態の意味（法第28条より抜粋）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜例示＞

- 児童が自殺を企図した場合
- 児童が身体に重大な障害を負った場合
- 児童が金品等に重大な被害を被った場合
- 児童が精神性の疾患を発症した場合
- 児童が年間30日以上の不登校状況が見られる場合
 - * 30日未満でも学校の判断により、迅速に調査に着手する場合があります。
- 児童や保護者から申し立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した場合、学校は八代市教育委員会を通じて八代市長へ

報告します。

イ その際、調査主体が学校なのか八代市教育委員会になるのか、判断を仰ぎます。主体がどちらになろうとも、学校は八代市教育委員会と一体となって調査を行います。

(3) 学校が主体となって調査する場合

ア 学校のいじめ問題対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・独立性を確保するよう努めます。

イ いじめの事実関係を明確にするため、客観的な事実関係を速やかにあらゆる面から調査します。その際、調査主体に不都合があつても、事実としつかり向き合う姿勢で臨みます。

ウ 調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童とその保護者に適切に伝えます。アンケートを実施する場合には、その結果をいじめられた児童や保護者に個人情報を配慮しながら提供する場合があることを、調査に先立ち説明する等の措置をとります。

エ 調査結果は、八代市教育委員会を通じて八代市長に報告します。必要に応じて、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果に添えて報告します。

オ 学校は、得られた調査結果より、「八代市学校いじめ対応マニュアル」をもとにしながら八代市教育委員会の指導を受け、重大事態に対処します。

(4) 調査主体が八代市教育委員会の場合

- ・ 学校は、八代市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に向かって八代市教育委員会と一体となって取り組みます。

6 基本方針の見直し及び公表

(1) 基本方針の見直しの検討

学校の基本方針は、国・県・市の定期的な点検・指導等を受けながら、必要に応じて見直しを行います。学校も必要に応じて自ら改善を図ります。

(2) 基本方針の公表

学校の基本方針は、ホームページ上に公開します。また、その概要については、学校通信等を通して保護者や地域に報告します。